

国立大学法人東京医科歯科大学減損処理要領の運用

平成20年4月1日
制 定

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京医科歯科大学減損処理要領(以下「要領」という。)第12条に基づき、減損処理の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象資産)

第2条 対象となる資産は、要領第4条に基づき判定するものとする。ただし、建物については、建物本体の帳簿価額が備忘価額で、かつ建物附属設備を合計した価額が50万円未満のものは対象外とする。

(財産管理計画の作成)

第3条 要領第6条に規定する財産管理計画の様式は、別紙様式1によるものとし、取得日の翌月20日(休日の場合は、直前の平日)までに、調達担当課を経て土地・建物及び構築物については財務部財務企画課、有形固定資産(土地・建物・構築物を除く。)及び無形固定資産並びに固定資産以外の物品(国立大学法人東京医科歯科大学物品管理要領(平成16年制定)第4条に規定するもので、統合情報機構事務部の所掌に属するものを除く。)については財務部財務経理課(以下「管理担当課」という。)へ提出するものとする。

(対象資産減損兆候調査の作成)

第4条 要領第8条に規定する対象資産減損兆候調査の様式は、別紙様式2によるものとし、毎事業年度の3月31日(休日の場合は直前の平日)までに、調達担当課を経て管理担当課へ提出するものとする。

(指標)

第5条 指標については、事務の繁雑化を避けるため、容易に把握でき、かつ、妥当性のあるものを用いるものとする。対象資産の利用状況を指標とする場合、数値で示すものとしては、対象資産から生じる収入や稼働時間、処理件数及び使用面積等を用いるものとする。

(対象資産の利用状況の記録)

第6条 要領第7条に規定する固定資産の利用状況の記録は、管理責任者又は使用者は、指標としたものに基づき、数値等で記録するものとする。

2 管理責任者は、使用者に記録をさせる場合は、記録する内容について通知するものとする。

(減損の兆候及び認識の判定基準)

第7条 要領第8条第8項に規定する減損の兆候の有無の判定基準及び要領第9条第2項に規定する減損の認識の判定の基準は、別表のとおりとする。

附 則

この運用は、平成20年4月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年9月29日制定）

この運用は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日制定）

この運用は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月6日制定）

この運用は、平成24年11月6日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則（平成29年7月31日制定）

この運用は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成29年8月4日制定）

この運用は、平成29年8月4日から施行し、平成29年8月1日から適用する。

附 則（平成29年11月17日制定）

この運用は、平成29年11月17日から施行し、平成29年8月1日から適用する。

附 則（平成30年7月19日制定）

この運用は、平成30年7月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月11日制定）

この運用は、平成31年3月11日から施行する。

別表（第7条関係）

減損の兆候及び認識の判定基準

減損の兆候の判定基準	減損の認識の判定基準
1 固定資産が使用されている業務の実績が、中期計画の想定に照らし、概ね50%以上低下しているか、あるいは、低下する見込みであること。	当該資産の全部又は一部の使用が想定されないとき。
2 固定資産が使用されている範囲又は方法について、当該資産の使用可能性を50%以上低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みがあること。	
3 固定資産が使用されている業務に関連して、業務運営の環境が概ね50%以上悪化したか、悪化する見込みであること。	
4 固定資産の市場価格が帳簿価額から概ね50%以上下落したこと。	当該資産の市場価格が次の中期目標期間終了時まで固定資産台帳価額の概ね80%程度まで回復する見込みがないとき。
5 固定資産を全部又は一部につき、使用しないという決定を行ったこと。（用途変更の決定を含む。）	使用しないという決定が当該決定を行った日の属する事業年度内における一定の日以後使用しないという決定であるとき。

別紙様式1(第3条関係)

財 産 管 理 計 画

資 産 番 号		勘 定 科 目	
管 理 部 門			
品 名			
設 置 場 所			
取得価額(円)		定 価 (円)	
取 得 年 月 日		耐 用 年 数	
取 得 事 由			
主 な 用 途			
指 標			
取得時想定値			
通 常 値			
作 成 担 当 者	所属	氏名	連絡先 内線

対 象 資 産 減 損 兆 候 調 査 書

資 産 番 号		勘定科目	
管 理 部 門			
品 名			
設 置 場 所			
取得価額(円)		定 価 (円)	
取 得 年 月 日		耐 用 年 数	
取 得 事 由		主 な 用 途	
指 標			
取得時想定値		通 常 値	
今年度の数値			
兆 候 調 査	減損の兆候の判定基準(減損処理要領の運用第7条 別表)		
	1 固定資産が使用されている業務の実績の著しい低下 固定資産が使用されている業務の実績が、中期計画の想定に照らし、概ね50%以上低下しているか、あるいは、低下する見込みであること。	有 ・ 無	
	2 固定資産の使用可能性を著しく低下させる変化 固定資産が使用されている範囲又は方法について、当該資産の使用可能性を50%以上低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みがあること。	有 ・ 無	
	3 業務運営環境の著しい悪化 固定資産が使用されている業務に関連して、業務運営の環境が概ね50%以上悪化したか、悪化する見込みであること。	有 ・ 無	
	4 市場価格の著しい下落 固定資産の市場価格が帳簿価額から概ね50%以上下落したこと。	有 ・ 無	
5 使用しない場合 固定資産を全部又は一部につき、使用しないという決定を行ったこと。(用途変更の決定を含む。)	有 ・ 無		
兆 候 の 理 由			
兆候を示す資料			
作 成 担 当 者	所属	氏 名	連絡先 内線